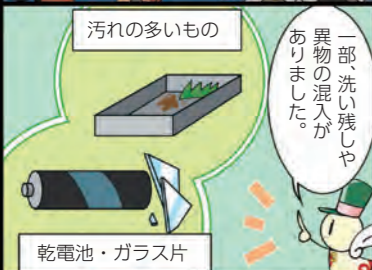
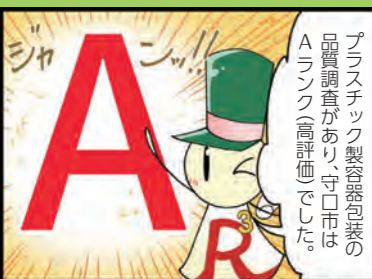


レッツくりあ 84

むつくら みゆい
作 六倉 実結
守口市ごみ減量キャラクター
「くりあ」の
生みの親である
六倉さんの作品です。



「プラスチック製容器包装の品質調査」の巻



クリーンセンターへ市民の皆さんから、「ごみを散らかされて困っている」という内容の問い合わせがよくあります。カラスは少しの隙間を見つければここからちびしを入れてごみの袋を破ります。対策の例は、カラスよけネットを隙間のないように重しを置くなどが効果的です。

カラス被害を防ぎましょう

プラスチック製容器包装の品質調査があり、守口市はAランク(高評価)でした。検査員が、分別状況を細かく確認したんだよ。一部、洗い残しや異物の混入がありました。汚れの多いもの。乾電池・ガラス片。皆さん、分別へのご協力により、高評価となりました。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



祝日の持ち込みごみによる混雑状況

KANKYO NEWS



問 クリーンセンター業務課
TEL 06・6991・3840

プラスチック製容器包装の品質調査結果

6月に、本市のプラスチック製容器包装の品質調査が行われ、容器包装比率(分別しているものの割合)は95%以上のAランクと高評価を得ることができました。

しかし、汚れが目立つものや、乾電池やガラス片などの禁忌品混入してはいけないものが一部見られました。食べ残しや汚れは取り除き、ボトルやチューブ類は中身を使い切ってから出してください。

その他、プラスチック製容器包装でないものは、市の分別区分に従い、適切な方法で排出してください。

なお、市へ支払われる拠出金の金額は、前年度における品質などによって決定しますので、品質が高いほど、市の歳入増にもつながります。

クリーンセンターへの持ち込みごみ

持ち込みごみは、月曜日～金曜日(祝日含む)の午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時30分で受け付けています。祝日および年末年始の持ち込みは大変混雑しますので、当日の混雑状況や場内外の安全面を考慮して、受付時間を早めに締め切る場合もあります。できるだけ定時収集や臨時ごみ収集を活用され、持ち込み場合は比較的空いている平日を利用してください。

再生資源集団回収奨励金交付制度

市では、古紙や空き缶などの資源物の集団回収事業を自主的に行う町会や子供会、老人会などの地域住民団体に対して、奨励金を交付しています。今回、団体登録されている春日老人クラブの田中会長にお話を伺いました。

Q. 集団回収によるメリットは何ですか?

A. 市からの奨励金や、回収業者からの売却益を、当老人クラブの活動資金として活用しており、参加者全員にごみ袋をお渡ししています。

Q. 回収量を増やすうえで工夫されていることはありますか?

A. 集団回収の日時やご協力をお願い、回収実績や、皆さんへのお礼を地域の回覧でお知らせすることで、実施意欲の向上につながっています。



このように、積極的に参加されることにより、ごみの減量やリサイクルだけでなく、地域にとっても有益な事業として役立てていただいています。集団回収の新規登録は随時行っていますので、ぜひ活用してください。

守口市教育大綱とは

「守口市教育大綱」は、教育、学術および文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、平成28年度～平成31年度末までを期間としています。

問 企画課 TEL 06-6992-1407

守口市教育大綱

教育理念

郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際化社会で主体的に行動する人の育成

施策の方向性と基本方針

I. 家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成

- ▽安心して子育てができる環境整備
- ▽学力を伸ばす
- ▽心を育てる
- ▽命を守る
- ▽学校力を高める
- ▽魅力ある学校づくり

II. つながりとふれあいの推進

- ▽人・地域がつながる
- ▽生涯学べる社会をつくる

第五次守口市総合基本計画 ＜歓響都市もりぐち＞

育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち
守口

～第五次守口市総合基本計画における教育・子育て～

基本目標

学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち

守口市は、市民一人一人が自らの夢を実現するため、生涯を通じて学ぶことができる機会の提供に努めるとともに、住民と地域社会とのつながりが深まる環境整備を通じて、豊かな心が育つまちを目指します。

基本目標の実現に向けた施策の大綱

- ①家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
- ②つながりとふれあいの推進

重点分野

教育・子育ての充実

教育振興基本計画【国】

Q & A方式で「守口市教育大綱」について紹介

Q1. 「教育大綱」ってなに?

A1. 平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、地方公共団体の長が、定めるものとされ、地域の実情に応じた、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱(「教育大綱」)のことです。

Q2. 「守口市教育大綱」はどうやってできたの?

A2. 市長と教育委員会で構成する「守口市総合教育会議」で、計4回にわたり協議を重ね、平成28年8月に策定しました。

Q3. 具体的にはどんな取り組みをしているの?

A3. 特に、今年度の新しい取り組みとしては「学力を伸ばす」という基本方針に基づき、2学期から研究指定校2校で5・6年生を対象とした土曜日学習事業を試行実施します。

事業内容は、塾などに通っていない児童を対象に、民間活力を活用し、土曜日における学習機会を提供することで、学力向上と家庭での学習習慣の定着を図るものです。

それ以外にも、家庭・学校・地域の連携による取り組みなど、各基本方針に沿ったさまざまな取り組みを実施しています。



今後も、市長と教育委員会は「守口市教育大綱」に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において、守口市の教育行政を推進していきます。

